



特別調達廳設置要綱

一 趣旨

連合軍又は政府の需要する建築物又は設備の營繕、物資及役務の調達に關し經費の節減能率の向上を図るため特別調達廳を設置するものとする。

二 業務の範囲

(一) 主務大臣の指定する連合軍又は政府の需要する建築物の設営、建築物及び設備の修理

(二) 主務大臣の指定する連合軍又は政府の需要する物資又は役務の調達

(三) 経費安定本部總務長官の指定する連合軍の需要するその他の業務

即ち特別調達廳の業務は左の通りにして各主務省は専ら企画及び監督に當るものとする。

(一) 連合軍関係設営工事の契約其の他の業務

(二) 連合軍需用の調達

(三) 連合軍の需要する労務その他役務の調達

(四) 連合軍関係設営に伴ふ設計調査の引受

三 組織

(一) 特別調達廳は法人とする。

(二) 基本金は連營資金は保有せず一切政府の豫算を以て支弁する。

(三) 特別調達廳に總裁、副總裁、理事及び監事を置き内閣總理大臣がこれを任命する。役員及び職員は官吏又はその他の政府職員とする。

四 監督

一 振納には内閣總理大臣の監督に屬し業務については各主務大臣が所管事務に關し大々監督する。

五 会計

(一) 人件費及び事務費は政府の豫算を以て支弁する。

(二) 業務に伴ふ代金等の支弁は特別調達廳より代金等の受領商に対し証明書を発行し之に基き政府より支出する。

(三) 借入金は、これを認めない。